

広島県告示第四百十九号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

第三条第一項第二号中「第三条第二項に規定する特定供給者」を「（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者」に改め、同項第三号中「二千五百万円」を「一千万円」に改める。

第五条第四項中「地域力創造対策実施要綱（平成二十一年三月三十一日付け総行政第百十六号総務事務次官通知）」に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は「及び」四月一日」を削り、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「周辺市町」を「近隣市町」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成二十六年八月二十五日付け総行市第百二十号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第一項及び第二項の適用については、第一項中「四十二億円」とあるのは「六十七・五億円」と、「六十三億円」とあるのは「百一・二億円」と、第二項中「三十五パーセント」とあるのは「四十五パーセント」とする。

第十五条中「前条の規定による事前協議を経た後に、」を削る。

第十七条第一項中「申請者に対してこの旨を」を「、申請者に対してこの旨を」に改め、同条第二項を削る。

第十八条の二第一項中「若しくは」を「又は」に改める。

附則第二項及び第三項中「第五条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成三十年四月一日から適用する。